

# 完了検査の手続きについて

## 1. 手続きの流れ

- ① 検査希望日が決まりましたら、遅くともその2週間前までに電話等でお打ち合わせ願います。
- ② お打ち合わせ後、検査日の1週間前までに下記2(1)の書類を提出してください。
- ③ 完了検査引受後に請求書を送付いたしますので、検査日の前日までに手数料を納付してください。
- ④ 検査日までに下記2(2)の書類を整えて提出してください。

## 2. 必要書類

### (1) 完了検査日の1週間前までに提出していただく書類 (各1部)

- ① 連絡票
- ② 確認検査業務等に係る請求書の送付先について
- ③ 完了検査申請書 (建築基準法施行規則第19号様式 第1面～第4面)
- ④ 軽微な変更説明書 (直前の確認済証発行後に軽微な変更があった場合は提出してください。)  
・敷地面積、建築面積、延べ面積、高さに変更があった場合は、変更後の数値も記載してください。また、完了検査申請書の第三面10欄も同様に、変更後の数値も記載してください。
- ⑤ 委任状 (代理者が申請する場合)  
・建築確認又は中間検査と一括委任されている場合はその写しで構いません。
- ⑥ 確認に要した図書 (直前の確認をBCJに申請した場合は不要です。)
- ⑦ 都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書 (写) (該当する場合は提出してください。)
- ⑧ その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類
- ⑨ 現場案内図 (最寄駅及び現場事務所の位置を明記してください。)

### (2) 完了検査日当日までに提出していただく書類 (①～③: 2部、④～⑤: 1部)

- ① 施工結果報告書 ※1 ※2
  - ② 建築設備工事監理報告書、建築設備概要書、建築設備工事監理状況調書 ※1 ※2
  - ③ 防火戸・防火ダンパー等運動設備試験記録、予備電源 (自家発電装置) 試験報告書、予備電源 (蓄電池設備) 試験報告書 ※2
  - ④ 昇降機工事監理状況報告書、昇降機工事監理状況調書【東京都の場合】※1
  - ⑤ 施工状況を写した写真【法第7条の5に基づく検査の特例を受ける場合】※3
- ※1 ①②④は、特定行政庁が規則で定める様式がある場合は、その様式で提出してください。規則に定めがない場合は、当財団の様式で提出してください。

#### 【例】施工結果報告書

| 特定行政庁が規則で定める様式がある場合  | 規則に定めがない場合 (当財団の様式)  |
|--|--|
| (例) 【東京都内で建築する場合】<br>(「[法第12条第5項に基づく]建築工事施工計画等の報告と建築材料試験」より)<br>①建築工事施工結果報告書 (完了) (2部) ※2<br>②鉄骨工事施工結果報告書 (完了) (2部) ※2<br>③施工状況報告資料 (1部)<br>(ミルシート、材料試験結果等の書類、工事写真等 (B方式は一部省略してください。)) | 1) 鉄筋コンクリート工事関係<br>①コンクリート工事施工結果報告書 (2部) ※2<br>②施工状況報告資料 (1部)<br>(代表的な部分のミルシート、材料試験結果等の書類、工事写真等の写し提出)<br>2) 鉄骨工事関係<br>①鉄骨工事施工状況報告書 (2部) ※2 |

※2 2部ご提出いただく書類は、受領後、受領印を押印して1部ご返却いたします。

※3 屋根の小屋組の工事、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事、RC造の基礎の配筋工事及び特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口等の接合部、鉄筋部分等を写したもの (直前の中間検査後に行われた工事に係るもの)

## 3. 注意事項

- ① 計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に計画変更の確認済証を受けてください。
- ② 十分余裕を持って完了検査の日時を定めてください。
- ③ 消防検査、総合設計、条例、要綱等の検査が必要な場合は事前に関係機関と相談してください。
- ④ 原則として、事前に消防検査を受けてください。



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan